

地域医療支援病院に係る基準について

法：医療法（昭和 23 年法律第 205 号）

規則：医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）

告示：厚生労働大臣の定める地域医療支援病院の開設者（平成 10 年厚生省告示 105 号）

通知：医療法の一部を改正する法律の施行について

（平成 10 年 5 月 19 日健政発 639 号厚生省健康政策局長通知）

項 目	基 準
(1)開設者	<p>○国、都道府県、市町村、社会医療法人、法第 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる者（都道府県、市町村及び次に掲げる者を除く。）、医療法人、一般社団・財団法人(特例民法法人を含む。)、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構（法・告示）</p> <p>○次の①及び②のいずれにも該当し、かつ、地域における医療の確保のために必要な支援について相当の実績を有する病院の開設者（告示）</p> <p>①エイズ治療の拠点病院又は地域がん診療拠点病院であること。</p> <p>②保険医療機関の指定を受けていること。</p>
(2)紹介率	<p>○他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、(中略)体制が整備されていること。(法)</p> <p>○他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること。(規則)</p> <ul style="list-style-type: none">・その管理する病院における医療の提供は、原則として紹介患者に対するものであること。・必要な医療を提供した紹介患者に対し、その病床に応じて、当該紹介を行った医療機関その他の適切な医療機関を紹介すること。
(3)共同利用	<p>○当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制</p>

が整備されていること。(法)

ア当該病院の施設・設備が当該病院の存する地域の全ての医師又は歯科医師の利用のために開放されており、そのための共同利用に関わる規定が病院の運営規定等に明示されていること。

イ共同利用を行おうとする当該二次医療圏に所在する医療機関の登録制度(以下「利用医師等登録制度」という。)を設け、当該地域医療支援病院の開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上であること。

ウ利用医師等登録制度の実施にあたる担当者を定め、登録された医療機関等との協議、共同利用に関する情報の提供等連絡・調整の業務を行わせること。

エ共同利用のための専用の病床として、共同利用の実績を踏まえつつ、他医療機関の利用の申し出に適切かつ速やかに対応できる病床数が確保されていること。(通知)

○当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させること。

(法)

○共同利用の円滑な実施のための体制を確保すること。(規則)

ア当該病院の施設・設備が当該病院の存する地域の全ての医師又は歯科医師の利用のために開放されており、そのための開放利用に関わる規定が病院の運営規定等に明示されていること。

イ利用医師等登録制度を設け、当該地域医療支援病院の開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上であること。

ウ利用医師等登録制度の実施にあたる担当者を定め、登録された医療機関等との協議、共同利用に関する情報の提供等連絡・調整の業務を行わせること。(通知)

○共同利用に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者と協議の上、共同利用の対象となる当該病院の建物、設備、器械又は器具の範囲をあらかじめ定めること。(規則)

○共同利用の対象となる当該病院の建物、設備、器械又は器具の範囲その他の共同利用に関する情報を、当該地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者に対し提供すること。(

	<p>規則) ○共同利用のための専用の病床を常に確保すること。(規則)</p>
<p>(4)救急医療</p>	<p>○救急医療を提供する能力を有すること。(法) ア24時間体制で入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療ができるよう、通常の当直体制の外に重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者が確保されているとともに、重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床が確保されていること。 なお、特定の診療科において24時間体制で重症救急患者の受入れに対応できる体制が確保されていれば差し支えないものであること。 イ入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設(診察室、処置室、検査室等)を有し、24時間使用可能な体制が確保されていること。 ウ救急自動車による傷病者の搬入に適した構造設備を有していること。(通知)</p> <p>○救急医療を提供すること。(法)</p> <p>○重症の救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保すること。(規則) ア24時間体制で入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療ができるよう、通常の当直体制の外に重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者が確保されているとともに、重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床が確保されていること。 なお、特定の診療科において24時間体制で重症救急患者の受入れに対応できる体制が確保されていれば差し支えないものであること。 イ入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設(診察室、処置室、検査室等)を有し、24時間使用可能な体制が確保されていること。(通知)</p> <p>○他の病院、診療所等からの救急患者を円滑に受け入れる体制を確保すること。(規則)</p>

(5)研修	<p>○地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。(法)</p> <p>○地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。(法)</p> <p>○地域の医療従事者の資質の向上を図るために、これらの者に対する生涯教育その他の研修を適切に行わせること。(規則)</p>
(6)病床数	<p>○厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。(法)</p> <p>○法第4条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める数は200とする。ただし、都道府県知事が、地域における医療の確保のために必要であると認めるときは、この限りではない。(規則)</p>
(7)構造設備	
①集中治療室	○病院の実状に応じて適当な構造設備を有すること。(規則)
②化学、細菌及び病理の検査施設	○病院の実状に応じて適当な構造設備を有すること。(規則)
③病理解剖室	○病院の実状に応じて適当な構造設備を有すること。(規則)
④研究室	
⑤講義室	
⑥図書室	

⑦救急用又は患者輸送用自動車	
⑧医薬品情報管理室	○医薬品に関する情報の収集、分類、評価及び提供を行うための室のことをいう。(規則)
(8)諸記録	
①保存・管理	<p>○診療に関する諸記録及び病院の管理及び運営に関する諸記録を体系的に管理すること。(法)</p> <p>○診療に関する諸記録は、過去2年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約及び入院診療計画書とする。(規則)</p> <p>○病院の管理及び運営に関する諸記録は、共同利用の実績、救急医療の提供の実績、地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績、閲覧実績並びに紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績を明らかにする帳簿とする。(規則)</p> <p>○診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理に関する責任者及び担当者を定め、諸記録を適切に分類して管理すること。(規則)</p>
②閲覧	<p>○当該病院に患者を紹介しようとする医師及び歯科医師並びに地方公共団体から診療に関する諸記録及び病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧を求められたときは、正当の理由がある場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧させること。(法)</p> <p>○法第16条の2第5号に規定する厚生労働省令で定めるものは、共同利用の実績、救急医療の提供の実績、地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績、閲覧実績並びに紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿とする。(規則)</p> <p>○診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧の求めに応じる場所を定め、当該場所を見やすいように掲示すること。(規則)</p>

(9)委員会	<p>○当該病院に勤務しない学識経験者等をもって主として構成される委員会を当該病院内に設置すること。(規則)</p> <p>○同委員会は、地域における医療の確保のために必要な支援に係る業務に関し、当該業務が適切に行われるために必要な事項を審議し、必要に応じて当該病院の管理者に意見を述べるものとする。(規則)</p>
(10)患者相談	<p>○当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。(規則)</p>
(11)居宅等	<p>○居宅等における医療を提供する医療提供施設、介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護を行う同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者その他の居宅等における医療を提供する者(以下「居宅等医療提供施設等」という。)における連携の緊密化のための支援、医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する居宅等医療提供施設等に関する情報の提供その他の居宅等医療提供施設等による居宅等における医療の提供の推進に関し必要な支援を行わなければならない。(法)</p>